

議案第 181 号

世田谷区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 11 月 27 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 常勤の監査委員の給料の額及び期末手当を改定する必要があるので、本案
を提出する。

世田谷区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 世田谷区監査委員の給与等に関する条例（平成4年3月世田谷区条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「667, 300円」を「689, 300円」に改め、同項第2号中「647, 200円」を「668, 500円」に改める。

第5条第3項中「100分の205」を「、6月に支給する場合においては100分の205、12月に支給する場合においては100分の210」に改める。

第2条 世田谷区監査委員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「、6月に支給する場合においては100分の205、12月に支給する場合においては100分の210」を「100分の207.5」に改める。

附 則

- 1 この条例中第1条及び次項の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（第2条第1項の改正規定に限る。以下同じ。）による改正後の世田谷区監査委員の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。この場合において、第1条の規定による改正前の世田谷区監査委員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。